

<その他の加算> (必要に応じて算定される場合があります)

個別機能訓練加算 (I)	入所者様に対し、それぞれ個別に機能訓練計画を作成し、それに沿って入所者様の残存機能の維持、低下予防に努める機能訓練、レクリエーションを行います。(※個別機能訓練を行った日のみ算定します)	1日あたり 12円
初期加算	入所日から30日間、又は30日を超える入院後の再入所の際も同様	1日あたり 30円
退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とする、もしくは、低栄養状態にあると医師が判断した場合に管理栄養士が退所先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合	1月あたり 70円 (1月に1回を限度)
経口移行加算	経管により食事を摂取されている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した場合	1日あたり 28円
経口維持加算 (I)	著しい誤嚥があり、造影撮影、内視鏡検査等にて医師より経口維持管理の必要性が認められた場合、経口による継続的な食事摂取を進めるための計画を策定し、医師等の指示により栄養士等が栄養管理を行った場合	1月あたり 400円
経口維持加算 (II)	経口維持加算 (I) の管理が行われている方であって、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議に医師等が加わった場合	1月あたり 100円
口腔衛生管理加算 (I)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者様に対し、口腔衛生の管理を行い、口腔清掃等について介護職へ具体的な技術的助言、指導を行った場合	1月あたり 90円
療養食加算	医師の食事箋に基づく腎臓病食、糖尿病食等の提供を行った場合	1回につき6円 (1日に3回を限度)
特別通院送迎加算	透析の為の通院送迎を1月に12回以上行った場合	1月あたり 594円
認知症行動・心理症	医師より認知症行動・心理症状が認	1日あたり